令和6年度 第37号 令和6年12月17日 山梨県東部家畜保健衛生所 🕜

ランピースキン病の ワクチン接種開始に伴う対応②

【米国向け輸出牛肉取扱施設へ出荷・搬入時対応】

- ①当該ワクチン接種開始日以降に、当該ワクチン接種県での飼養歴がある牛(ワクチン接種県由来牛)は、米国向け輸出牛肉取扱施設に出荷・搬入できません。
- ②米国へ輸出することが可能な施設は当該ワクチン非接種県にある 施設です。
- ③米国向け輸出牛肉取扱施設への輸送時には、当該ワクチン接種牛を同じ出荷車両に同乗させてはならない。
 - ※当該ワクチン接種は福岡県でR6.11.21から開始されました。



【生産者へお願い】

・当該ワクチンを接種した牛には、福岡県からワクチン接種証明書が発行されますので、当該ワクチン接種牛の取引・異動時は、必ず接種証明書を添付してください。



搬出先

・米国向け輸出牛肉取扱施設へ出荷する際には、と畜予定牛リストを 作成し、当該ワクチン接種県由来牛が入っていないことを確認してく ださい。

> 異状をみつけた場合には<u>直ちに</u>診療獣医師又は 山梨県東部家畜保健衛生所まで

電話 - - - 055-262-3166 FAX - - - 055-262-3108

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005・090-5544-7868

(参考) 米国向け輸出牛肉取扱施設

